足利市たかろばカフェ事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、認知症の人及びその家族（以下「認知症の人等」という。）並びに地域住民の誰もが参加でき、及び集うことが可能な交流の場を提供する足利市たかろばカフェ事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、認知症に関する正しい知識の普及啓発、適時適切な医療やサービスを受けることによる介護者の負担軽減及び認知症の人等が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　たかろばカフェとは、認知症の人等及び地域住民の誰もが自由に参加し、交流、相談等ができる場であって、営利活動、宗教活動及び政治活動を目的としない認知症カフェのうち、市長が適当と認めるものをいう。

（実施主体）

第３条　足利市たかろばカフェ事業（以下「事業」という。）の実施主体は、市とする。ただし、市長は、適切な事業の運営ができると認められる団体に、これを委託することができる。

（事業の委託）

第４条　事業の委託を受けようとする団体は、足利市たかろばカフェ事業業務委託申出書（別記様式第１号）に足利市たかろばカフェ事業予算書（別記様式第２号）を添付して、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申出書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業を当該団体に委託するものとする。

３　前項の場合において、市と当該団体とは、足利市たかろばカフェ事業業務委託契約書（別記様式第３号）により、委託契約を締結するものとする。

（事業内容）

第５条　事業は、次に掲げる全てのものをもって構成する。

(1) 認知症の人等に対する相談支援

(2) 認知症に関する正しい知識の普及啓発

(3) 認知症の人との適切な接し方に関する情報提供及び発信

(4) 認知症の人に係る介護等に関する情報提供及び発信

(5) 認知症の人等が地域住民と交流し、地域での支合いを推進するためのレクリエーション、食事会、勉強会等の開催

（実施形態）

第６条　事業の実施者は、前条第５号に掲げる事業の１つとして、次の各号のいずれかの認知症カフェを開催しなければならない。ただし、当該実施者が第４条第２項の規定により委託を受けた団体（以下「委託事業者」という。）であるときは、事前に市長と協議するものとする。

(1) １年につき１回又は２回のイベント型の認知症カフェ（認知症に関する正しい知識の普及啓発活動を目的とする講演会等のイベント及び相談会等）

(2) 原則として月１回以上の常設の認知症カフェ（居場所づくりを目的として、認知症の人等の相談並びに情報収集及び情報発信を実施）

（対象経費）

第７条　事業の委託料の対象経費は、事業に係る人件費、消耗品費、印刷製本費、ボランティアへの謝金、会場等使用料及び賃貸料、その他市長が適当と認めたものとする。

２　前項の委託料は、100,000円を上限とし、予算の範囲内で定めるものとする。

（実施場所）

第８条　事業は、市長が適切な運営ができると認める施設で行わなければならない。

（利用料金）

第９条　事業の利用に係る料金は、無料とする。ただし、事業の実施者は、食糧費その他の実費について、利用者の負担とすることができる。

（人員の配置）

第１０条　事業の実施に当たっては、認知症の人等からの相談に対応できる者（保健師、社会福祉士、精神保健福祉士又は認知症に関する専門的知識を有し、かつ相談業務に従事した経験を持つ者）を１人以上配置しなければならない。

（事業実施者の責務）

第１１条　事業の実施者は、当該事業が適切に行われるよう、地域包括支援センター等と連携するものとする。この場合において、当該事業の実施者が委託事業者であるときは、市と連携を密にして事業を実施しなければならない。

（秘密保持の義務）

第１２条　事業に携わる者は、認知症の人等のプライバシーを尊重するとともに、正当な理由なく、当該業務に関し知り得た個人情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（事業実施報告）

第１３条　委託事業者は、事業が終了したときは、速やかに足利市たかろばカフェ事業実施報告書（別記様式第４号）に足利市たかろばカフェ収支決算書（別記様式第５号）を添付して、市長に提出しなければならない。

（細目）

第１４条　この要綱の定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から実施する。

別記様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

足利市たかろばカフェ事業業務委託申出書

足　利　市　長　　宛て

所在地

申出団体　事業者名

代表者氏名

足利市たかろばカフェ事業を実施するため、同事業の業務委託を受けたいので申し出ます。

　なお、営利活動、宗教活動及び政治活動を目的としないことを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申出理由 |  |
| 事業内容 | 開設日時、当日スケジュール、事業内容、相談体制等について　　具体的に記載してください。 |
|  |
| 実施場所 | 名称住所 |
| 担当者及び連絡先 | 担当者名　　　　　　　　　　　　　　　　役職 |
| 電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　FAX番号 |
| e-mail |
| 添付書類 | □登記事項証明書　　□主な職員の氏名　　□団体概要□設置場所図面等　　□収支概要□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

別記様式第２号（第４条関係）

　　年　　月　　日

足利市たかろばカフェ事業予算書

足　利　市　長　　宛て

所在地

申出団体　事業者名

代表者氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 収　入　の　部 | 支　出　の　部 |
| 科　　目 | 金額（円） | 備　　考 | 科　　目 | 金額（円） | 備　　考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |  |  | 　 |  |
| 合　　計 |  | 　 | 　 |  | 　 |

|  |
| --- |
| 備考 |

別記様式第３号（第４条関係）

年度　足利市たかろばカフェ事業業務委託契約書

１　委託業務名称　足利市たかろばカフェ事業

２　委託期間　　　　　年　　月　　日から　　年３月３１日まで

３　業務委託金額　　　　　　　　　円

委託者　足利市（以下「甲」という。）と

受託者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により足利市たかろばカフェ事業業務委託契約を締結する。

（総則）

第１条　乙は、別紙「足利市たかろばカフェ業務委託仕様書」に基づき、業務委託金額をもって、委託期間内に、委託業務を実施しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第２条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

（再委託等の禁止）

第３条　乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

（委託業務の調査等）

第４条　甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

（報告）

第５条　乙は、委託業務を完了したときは、速やかに甲に対して足利市たかろばカフェ事業実施報告書（別記様式第３号）をもって報告しなければならない。

（業務委託料の支払い）

第６条　甲は、乙から提出のあった足利市たかろばカフェ事業実施報告書及び足利市たかろばカフェ事業収支決算報告書（別記様式第４号）が正当であると認めたときは、乙に請求書の提出を求め、適正な請求書を受理した日の翌日から起算して３０日以内に委託料を支払うものとする。

２　委託業務終了後、収支清算額が委託金額を下回った時は、その清算額をもって委託金額とする。

（経理等）

第７条　乙は、委託業務を行うため、事業日誌のほか経理に関する帳票等必要な書類を備え付け、委託業務の終了した日の属する年度後５年間保存しなければならない。

（個人情報の保護）

第８条　乙は、委託業の実施に当たり、知り得た個人情報の保護に万全に期すものとし、これを不当な目的に使用してはならない。

（報告義務）

第９条　乙は、委託業務に係る事故が発生したときには、甲及び当該利用者の家族等に連絡し必要な措置を速やかに講ずるとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、甲に報告書を提出しなければならない。

（損害の負担）

第１０条　委託業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害は、乙の負担とする。

（実施調査等）

第１１条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について随時実地に調査し、又は乙に対して必要な報告若しくは資料等の提出を求め、又は必要な指示をすることができるものとする。

（契約の解除）

第１２条　甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 委託事業を遂行することが困難であると認められるとき。

（疑義等の解決）

第１３条　この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約を証するため本契約書を２通作成し、甲乙の記名押印の上、各自１通を所持するものとする。

年　　月　　日

住　所　足利市本城三丁目２１４５番地

甲　名　称　足利市

代表者　市　長

住　所

乙　名　称

代表者

足利市たかろばカフェ業務委託仕様書

１　業務の目的

「足利市たかろばカフェ事業実施要綱」に基づき、認知症の人とその家族、地域住民の誰もが参加でき、集うことが可能な交流の場を提供し、認知症についての正しい知識の普及啓発を行うことで、適時・適切な医療やサービスにつながり、介護者の負担が軽減され、認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

２　根拠法令

　　介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の４５第２項第６号

３　業務の内容

(1) 認知症の人及びその家族に対する相談支援

ア　人員の配置

認知症の人及びその家族からの相談に対応できる人員（保健師、社会福祉士、精神保健福祉士及び認知症に関する専門的知識を有する資格を持ち、かつ相談業務に従事した経験を持つもの（以下「相談員」という。））を１人以上配置すること。

イ　周知及び参加者の募集

周知用のチラシは受託者が作成、印刷する。この場合、作成したチラシ等について市の了承を得て、周知する。

ウ　相談支援の実施

たかろばカフェ開催中、配置された相談員は本人及び家族からの相談支援に努める。その際、個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全に期すものとし、業務に関して知り得た秘密を保持すること。

(2) 認知症の普及啓発や接し方、介護等に関する情報の発信

ア　交流スペースの提供

本事業の実施に当たり、認知症の人及び家族、地域住民等参加者の相互交流を図れるように環境づくりと行うとともに、活動時間内に認知症予防又は認知症の情報発信を目的とした催しや交流を行うよう努めること。

イ　相談対応スペースの確保

相談者個々の相談に応じるため、相談者のプライバシーを確保できる体制を確保し、又は専門機関等と連携を図り対応できる体制の確保に努めること。

４　必要書類

(1) 市の定める期間内に提出すること。

ア　事前審査書類（必要書類提出後、市で協議し決定の可否について、審査するものとする。）

・足利市たかろばカフェ事業業務委託申出書（別記様式第１号）

・足利市たかろばカフェ事業予算書（別記様式第２号）

イ　事後提出書類

・足利市たかろばカフェ事業実施報告書（別記様式第４号）

・足利市たかろばカフェ収支決算書（別記様式第５号）

・その他、当日の参加者や感想等は受託者において様式を作成し、実施報告書に添付するものとする。

(2) 委託料の支払い

ア　委託料に含まれる経費

事業に係る人件費、講師料、消耗品費、印刷製本費、ボランティアへの謝　　金、会場等使用料及び賃貸料、その他市長が適当と認めたものとする。

イ　委託料の支払い

委託料については、収支決算書等報告書類提出後に支払うものとする。

５　委託期間

　　契約日から当該年度末まで

別記様式第４号（第１３条関係）

年　　月　　日

足利市たかろばカフェ事業実施報告書

足　利　市　長　　宛て

所在地

受託団体　事業者名

代表者氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 運営主体 | 法人・団体名　　　　　　　　カフェ名称「　　　　　　　」 |
| 開催日程 | 　　年　　月　　日(　)　　　時　～　　時 |
| 開催場所 |  |
| 従事者 |  |  |
|  |  |
|  |  |
| 事業内容(事業内容を示す資料があれば添付) | 参加者内訳認知症の本人　　　　人、認知症の家族　　　　　　　人地域住民　　　　　　人、たかろばサポーター　　　　人専門職　　　　　　　人（　　　　　　　　　　　　　　）その他　　　　　　　人（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 実施内容相談対応　　　　　　　件相談内容・処遇：関係機関との連携が必要な人　　　　　　　件その他報告事項等 |

＊必要に応じ、別途資料を添付してください。

別記様式第５号（第１３条関係）

年　　月　　日

足利市たかろばカフェ事業収支決算書

足　利　市　長　　宛て

所在地

受託団体　事業者名

代表者氏名

下記のとおり、実施しましたので報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 収　入　の　部 | 支　出　の　部 |
| 科　　目 | 金額（円） | 備　　考 | 科　　目 | 金額（円） | 備　　考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |  | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |  |  | 　 |  |
| 合　　計 |  | 　 | 　 |  | 　 |

|  |
| --- |
| 備考 |

＊領収書を添付すること。